



福岡医発第 1851 号
平成 29 年 10 月 12 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平成 29 年度における平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いにつきましては、平成 29 年 3 月 15 日付け福岡医発第 3388 号（地）にて、ご案内申し上げたところです。

今般、利用料の免除に関する取扱い等について、下記のとおり平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する旨、厚生労働省より事務連絡が発出され、日本医師会を通じて周知協力依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののについて利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いは平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在「平成 29 年 2 月 28 日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成 29 年 10 月 1 日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。また、有効期限が「平成 29 年 9 月 30 日まで」となっている免除証明書についても同様に無効と取り扱うこと。

(介 86)

平成 29 年 10 月 2 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震で被災した被保険者の
利用料の免除に関する取扱いについて

平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の取扱いにつきまして、これまで厚生労働省より発出されている事務連絡において、免除の要件等について示されてきたところです。

本件に関しまして、今般、厚生労働省より利用料の免除証明書を提示することによる利用料の支払い免除に関する取扱いについては、平成 29 年 9 月 30 日をもって終了する旨の事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、熊本県内の市町村の被保険者であって他の都道府県に避難されている方もいらっしゃることから、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、傘下の郡市区医師会及び会員へご周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・平成 29 年 10 月 1 日以降の平成 28 年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に係る利用料に関する取扱いについて

(平 29. 9. 28 事務連絡 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、介護保険計画課、高齢者支援課、振興課、老人保健課)



事 務 連 絡

平成29年9月28日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局認総務課知症施策推進室

介 護 保 険 計 画 課

高 齢 者 支 援 課

振 興 課

老 人 保 健 課

平成29年10月1日以降の平成28年熊本地震により被災した介護保険の
被保険者に係る利用料に関する取扱いについて

平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する利用料の免除に関する取扱いについては、「平成29年度における平成28年熊本地震で被災した被保険者の利用料の免除に関する取扱いについて」（平成29年3月7日厚生労働省老健局各課事務連絡）でお示ししているところですが、平成29年10月1日以降の取扱いについて、下記のとおりいたしますので、内容を御了知の上、貴管内市町村及び関係団体において適切な取扱いがなされますようご配慮をお願いいたします。

記

1 利用料の減免の取扱いについて

現在、熊本県内の市町村の被保険者であって、利用料の免除証明書を提示したもののについて、利用料の支払いを免除することとしているが、この取扱いは平成29年9月30日をもって終了する。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在「平成29年2月28日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成29年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。また、有効期限が「平成29年9月30日まで」となっている免除証明書についても同様に無効と取り扱うこと。



事 務 連 絡

平成29年9月28日

熊本県 健康福祉部 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成29年10月1日以降の平成28年熊本地震により被災した介護保険の
被保険者に係る保険料及び利用料の減免に対する財政支援等について

平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援の延長及び当該被保険者に係る利用料の免除証明書の取扱いについては、「平成28年熊本地震により被災した介護保険の被保険者に対する保険料及び利用料の減免の要件等に関する取扱いについて」(平成29年2月28日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)でお示ししているところですが、平成29年10月1日以降の取扱いについては、下記のとおりとしますので、内容を御了知の上、貴管内市町村及び関係団体へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 減免における財政支援について

熊本県内の市町村において、平成29年10月1日以降も保険者の判断で被保険者の保険料又は利用料の減免を行った場合には、特別の財政支援は行わない。

一方、平成29年10月1日から同年12月31日までの間も引き続き減免を行い、当該減免額が介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令(平成12年厚生省令第26号)第7条第1号又は第2号に掲げる基準を満たす場合には、これら各号に基づく特別調整交付金の交付対象となる。その際、これら各号の規定に基づき、平成29年1月1日から同年12月31日までの減免額を基準として交付要件に該当するか判断することとなる。

なお、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)に係る特別調整交付金についても、同様の取扱いとする。

2 利用料免除証明書の取扱いについて

免除証明書の有効期限は、現在「平成29年2月28日まで」と印字されている免除証明書であっても有効なものとして取り扱うこととしているが、平成29年10月1日以降は、有効期限が切れた免除証明書は無効なものとして取り扱うこと。また、有効期限が「平成29年9月30日まで」となっている免除証明書についても同様に無効と取り扱うこと。